

石綿障害予防規則が強化

4月1日以降順次施行

建築物の解体・改修に伴うアスベスト飛散防止対策の強化に向けて労働安全衛生法の石綿障害予防規則と大気汚染防止法が改正され、2021年4月1日以降順次施行されています。

石綿則の主な改正内容として、一定規模以上の解体工事（解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円

以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事）は石綿使用の有無に関係なく事前調査の結果報告が義務化され、調査の実施者は必要な知識を持つ者と規定されています。

石綿則改正の主な流れは、2021年4月1日からは、事前調査の記録は3年間の保存と作業現場への備え付けの義務付けが開始

され、掻出制度はないものの事前調査が徹底されました。

2022年4月1日からは、解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度が始まります。

2023年10月1日からは、建築物石綿含有建材調査者（特定・一般・戸建て等の3種類）の有資格者による届け出が義務付けられます。建築物石綿含有

建材調査者資格の受講要件として、石綿作業主任者の資格取得が必要となります。（詳細は上図参照）

また大気汚染防止法の改正については、2021年4月1日からレベル3建材までが規制対象になり、直接罰や元請業者にも石綿含有建材の除去等作業の結果の発注者への報告等義務化されました日現場等で解体作業をおこなう際に気をつけましょう。